

## 群馬大学医学部附属病院における大学院生等への災害補償規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院における研究生等の診療従事に関する取扱要領（平成16年4月1日制定）第2条第1項に規定する群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に診療従事者届を受理された政府労災の対象とならない医師又は歯科医師の免許を有する大学院医学系研究科の学生、大学院医学系研究科の研究生、医学部の研究生及び本院の研修登録医並びに群馬大学医学部附属病院における臨床修練に係る外国医師等受入規程（平成16年4月1日制定）第3条第2項に規定する臨床修練の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師（以下「補償対象者」という。）が、本院内において本院の業務に従事している間の災害補償に関する事項を定める。

### (保険の手配)

第2条 本院は、この規程の運営のために、損害保険契約を国立大学附属病院長会議が指定する保険会社と締結し、その保険料を負担する。

### (定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。

また、業務に起因して生じた症状を含むものとし、その症状とは、偶然かつ外来によるものであり、労働環境に起因し、その原因の発生が時間的及び場所的に確認できるものをいう。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質又は状態に関連して有害作用が蓄積し、発生したことが明白なもの（振動症候群、腱鞘炎、塵肺症及びその他これらに類する症状を含む。）

ロ 疲労の蓄積によるもの

ハ 老化によるもの

ニ 精神的ストレスを原因とするもの

ホ かぜ症候群

(2) 「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒した後のものをいう。

(3) 「入院」とは、補償対象者以外の医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に補償対象者以外の医師の管理下において治療に専念することをいう。

(4) 「通院」とは、補償対象者以外の医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、補償対象者以外の医師の治療を受けること（往診を含む。）をいう。

(業務上補償)

第4条 本院は、補償対象者が業務上（本院への往復途上を含む。以下同じ。）の事由により傷害を被り、死亡したとき、身体に後遺障害を残したとき又は入院若しくは通院をしたとき（以下「傷害等」という。）に当該補償対象者又は遺族に対して補償を行う。

2 前項に定める傷害等の認定は、補償対象者以外の医師によるものとする。

3 本院は、第1項に基づく補償を行った場合においては、同一の事由については、その金額の範囲内において、民法による損害賠償の責を免れる。

(業務上の補償の種類)

第5条 前条に定める補償は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 業務上死亡補償金

補償対象者が、業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に死亡した場合は、遺族に対し、最高10,000千円を支給する。ただし、次に定める業務上後遺障害補償金を支給後に補償対象者が死亡した場合は、遺族に対し、業務上死亡補償金からすでに支給を行った業務上後遺障害補償金の額を控除した差額を支給する。

(2) 業務上後遺障害補償金

補償対象者が、業務上の事由により傷害を被った日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、当該補償対象者に対し、最高10,000千円から第2条により締結した損害保険契約で定める割合を乗じた額を支給する。

(3) 業務上入院補償金

補償対象者が、業務上の事由により傷害を被り入院した場合は、当該補償対象者に対し、傷害を被った日から1,000日以内の入院日数1日につき、10,000円を支給する。

(4) 業務上手術補償金

補償対象者に対し前号に定める業務上入院補償金を支給する場合に、その傷害の治療のために手術を受けた場合は、当該補償対象者に対し、前号に定める業務上入院補償金（日額）に第2条により締結した損害保険契約で定める倍率を乗じた額を支給する。

(5) 業務上通院補償金

補償対象者が、業務上の事由により傷害を被り通院した場合は、当該補償対象者に対し、傷害を被った日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として、5,000円を支給する。

(事故の通知)

第6条 補償対象者又はその遺族が、この規程の定めるところにより補償を受けようとするときは、傷害を被った日時、発生の状況及び傷害の程度を書面により直ちに総務課に通知しなければならない。

(書類の提出)

第7条 補償対象者又はその遺族が、この規程の定めるところにより補償を受けようとするときは、別に定める書類に必要事項を記載し、速やかに総務課に提出しなければならない。

(他の給付制度との関係)

第8条 この規程による補償金は、政府労災保険等の他の給付制度とは関わりなく支給する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成19年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。